平成３０年（フ）第３３号
三重県四日市市城西町２番24号　ルミエール城西Ａ－202、前住所三重県四日市市堀木１丁目２番25―1410号　コープ野村四日市
債務者　平井　朋枝
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第３４号
三重県四日市市東日野２丁目３番16号　ハイツ大好205、前住所三重県四日市市中川原１丁目５番37号
債務者　伊藤　修二
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第３５号
三重県四日市市大字東阿倉川364番地４　Ｕコーポ東阿倉川101
債務者　伊藤　秀樹
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第３６号
三重県四日市市三重４丁目11番地　９―86
債務者　澤田　淳二
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第３９号
三重県四日市市伊坂台３丁目56番地
債務者　藤野　香里（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第４９号
三重県四日市市中町５番12号
債務者　早川　和彦
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
滋賀県長浜市神照町605番地３　城北コーポⅠ　302号室
債務者　藤関　千帆
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第１１８７号
京都市中京区油小路通竹屋町下る橋本町474番地　ヴェルビュ二条城東　307、前住所三重県鈴鹿市寺家３丁目20番15号
債務者　南部　明美
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１８８号
京都市中京区油小路通竹屋町下る橋本町474番地　ヴェルビュ二条城東　307、前住所三重県鈴鹿市寺家３丁目20番15号
債務者　南部　康成
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１５１号
京都府向日市物集女町坂本19番地の４
債務者　松村　美紀
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２０６号
京都市右京区太秦安井一町田町２番地　アバンサール天神川405
債務者　渡　　直樹
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２６５号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地１　向島市営住宅５－６棟606号
債務者　小山内梨香
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２８０号
京都市西京区川島東代町47番地８
債務者　山下　順子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３１号
鳥取県米子市彦名町985番地　県住12―１棟304号
債務者　森　　明子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第９号
鳥取県米子市上福原７丁目10番４－304号
債務者　國谷咲喜子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第２１号
鳥取県境港市外江町1593番地
債務者　鈴木沙也加
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部